

はじめに

武器輸出管理の法的なあり方に変化はない

△ 許可されやすくなった

× 今までは不許可だった案件が許可されるようになる

○ 予見可能性が高まった

－「これまでの例外化の経緯を踏まえ、包括的に整理し、明確な原則を定める」

「予見可能性」は「政策的な意義」ではない

「政策的な意義」があるとすれば・・・

- 1 武器輸出管理制度を始めて認識（意識）した
  - ・ 禁止か「解禁」かの不毛な議論に終止符
  - ・ 三原則の位置付けを（改めて）明確にした
    - －「三原則は外為法の運用基準」（元々そうだった）
  - ・ 実は（法よりも）規制強化かも－全体像を議論しないため指摘なし
    - －閣議決定（行政府・内閣としての判断）＞経済産業大臣の専権（法）
    - －NSC の関与（手続の厳格化）
- 2 三原則の適用対象が明確化＝適用されない案件には適用されない
  - ・ 典型的には汎用品の軍事利用
    - －委縮効果は期待できなくなった
- 3 「三原則のせいで」の名の下で隠されてきた課題の表面化
  - ・ 法的可否と政策的妥当性の区別
    - －「これでどんどん輸出できる」という幻想
    - －外為法上は経産省が **steering position**
  - ・ 輸出管理の全体像を知る者の希少性（政府内も）
    - －企業が引合いにどのように対応するか？
    - －武器輸出管理体制に対する不安
  - ・ 手つかず（手つけず）の武器輸出管理制度
- 4 なぜ今まで等閑視されてきたのか？－最も根本的な問題
  - ・ 実は1～3の点は三原則（の変更）に影響されていない論点